

慶弔見舞金規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本PTA全国協議会（以下「この法人」という。）の職員、パートタイム・有期雇用労働者（以下「職員」という。）及びその家族に贈与する慶弔金ならびに見舞金に関する基準を定めたものである。

(種 類)

第2条 慶弔見舞金の種類は、次の通りとする。

- (1) 結婚祝金
- (2) 出産祝金
- (3) 弔慰金
- (4) 傷病見舞金
- (5) 災害見舞金
- (6) 子女入学祝金
- (7) その他の慶弔見舞金

(慶弔見舞金の支給申請)

第3条 慶弔見舞金の支給申請は、速やかに慶弔見舞金申請書に必要事項を記入し、事務局長に提出（電子決裁機能を有するソフトウェアを利用して提出する方法を含む。）するものとする。

2 第1項の届け出を怠った場合は、その届け出を怠ったことにより職員が不利益または損失を被ることがあっても、この法人はその責任を負わない。

(重複の取り扱い)

第4条 2人以上の職員が同一事由に基づき慶弔見舞金を受ける資格のある場合は、いずれか一方の有利な条件の者についてのみ贈与し、重複して適用しない。ただし、第6条第3項についてはこの限りでない。

(受給資格)

第5条 この規程の適用は、勤続6ヵ月以上の者に適用する。

(結婚祝い金)

第6条 職員が結婚した場合には、次の通り結婚祝い金を贈与する。

- (1) 勤続1年未満 10,000円
- (2) 勤続1年以上5年未満 20,000円
- (3) 勤続5年以上 30,000円

2 再婚の場合は、規定額を贈る。

3 結婚の当事者双方が職員である場合は規定額をそれぞれに贈る。

(出産祝い金)

第7条 職員またはその配偶者が子女を出産した場合は次の通り出産祝い金を贈与する。ただし、夫婦共従業員の場合はどちらか一方に贈与する。

子女1人につき 10,000円

2 双子の場合は、規定金額の2倍とする。

(業務上の事由による死亡弔慰金)

第8条 職員が業務上の災害により死亡した場合は、死亡弔慰金として次の通り遺族に贈与する。

- (1) 勤続1年未満 20,000円
- (2) 勤続1年以上5年未満 30,000円
- (3) 勤続5年以上 50,000円

2 通勤災害についても、前項を適用する。

3 職員が業務上の事由により死亡した場合は、その葬祭にあたり前項の規定の他香典ならびに

供花・供物を贈与する。

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 香典 | 10,000円 |
| (2) 供花・供物(法人名) | 1基 |

4 第1項の弔慰金は、事由発生後1ヵ月以内に贈与するものとする。

(業務外の事由による死亡弔慰金)

第9条 職員が業務外の傷病により死亡した場合は、業務上の死亡支給額の半額の弔慰金を遺族に贈与する。

2 職員が業務外の傷病により死亡した場合は、その葬祭にあたり前項の規定の他香典、供花・供物を贈与する。

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 香典 | 10,000円 |
| (2) 供花・供物(法人名) | 1基 |

(家族死亡弔慰金)

第10条 職員の家族が死亡した場合は、次の通り弔慰金を贈与する。

- | | |
|-----------|---------|
| (1) 配偶者 | 30,000円 |
| (2) 子女 | 20,000円 |
| (3) 父母 | 10,000円 |
| (4) 配偶者父母 | 10,000円 |

(業務上の事由による傷病見舞金)

第11条 職員が業務上の傷病及び指定感染症に感染のため医師が休業を要すると認めた場合は、見舞金を贈与する。10,000円

2 通勤災害は上記の半額とする。

3 重症・長期にわたる場合は別途考慮する場合がある。

(業務外の事由による傷病見舞金)

第12条 職員が業務外の傷病のため休業したときは、業務上の傷病見舞金の半額の見舞金を贈与する。ただし、事情により別途考慮する場合がある。

(災害見舞金)

第13条 職員が天災・地災・その他不慮の災害により、住居に損害を被った場合は、次の通り災害見舞金を贈与する。

- | | |
|---------------|----------|
| (1) 全焼、全壊、全流失 | 100,000円 |
| (2) 半焼、半壊、半流失 | 50,000円 |

(子女入学祝い金)

第14条 職員の子が入学又は進学した場合は、次の通り入学祝い金を贈与する。

小学校・中学校入学、高校・大学進学 10,000円

(その他の慶弔見舞金)

第15条 前各号に定めのないもので状況により贈与の必要がある場合は、この法人がその都度定めるものとする。

(改 廃)

第16条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

(付則)

この規程は、令和3年6月14日から施行する。

この規程は、令和7年5月14日から施行する。